

資本性借入金関係 FAQ 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(問19)「資本性借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。<u>貸倒引当金は、全額(100%)を計上する必要がありますか。</u></p> <p>(答)</p> <p>「資本性借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「業種別委員会実務指針第32号「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(2004年11月2日日本公認会計士協会(2020年9月9日最終改正))を参照してください。</p> <p><u>貸倒引当金の算定にあたっては、必ずしも資本性借入金の全額を引き当てる方法を採用することが求められているわけではありません。上記の実務指針の内容を踏まえつつ、その劣後性を考慮した上で、実態に即した合理的な算定方法を採用する必要があると考えられます。なお、全額引当以外の方法を含む引当事例につきましては、「DDSを含む資本性借入金の引当方法について」(令和5年6月13日金融庁)を参照してください。</u></p>	<p>(問19)「資本性借入金」については、どのように貸倒引当金を算定すればよいですか。</p> <p>(答)</p> <p>「資本性借入金」に対する貸倒引当金の算定方法については、「業種別委員会実務指針第32号「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(2004年11月2日日本公認会計士協会(2020年9月9日最終改正))を参照してください。</p>